

下関市広報等広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市広報事務取扱規程（平成24年訓令第9号）第9条の規定に基づき、下関市広報及び広報戦略課が発行する印刷物（以下「広報等」という。）並びに下関市公式ウェブサイト（以下「市ホームページ」という。）に掲載する場合の有料広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の基本原則)

第2条 地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、広報等に掲載する広告について、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 広報等の品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
- (5) 広告主の事業の適正化に資するものであること。
- (6) 関係諸法令と社会秩序を守るものであること。

(広告の範囲及び広告の表示)

第3条 広報等及び市ホームページに掲載することができる広告の範囲及び表示等について必要な事項は、別に定める。

(広告取扱業者)

第4条 市長が指定する広報等及び市ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集及び選定する者（以下「広告取扱業者」という。）は、市長が示す仕様に基づき、競争入札等により決定する。

- 2 広告取扱業者は、募集及び選定した広告掲載希望者に代わって、掲載しようとする広告の原稿及び資料（以下「原稿等」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 広告取扱業者の業務については、本要綱で定めるもののほか、契約書等において定める。

(広告掲載希望者)

第5条 広告掲載希望者は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 原則として1年以上継続して広告の内容に関する事業を営んでいること。ただし、地域社会及び地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るために、

特に市長が必要と認める広告の広告掲載希望者についてはこの限りでない。

(2) 市税の納税義務がある場合にあっては、市税を滞納していない者であること

(3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 営業に関し、法令上許可又は資格を必要とする場合にあっては、それらの許可等を有していること。

(5) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けている者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

(7) 代表役員等、一般役員等又は広告掲載希望者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）でないこと。

(8) 代表役員等及び一般役員等又は使用人が、業務に関し暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められないこと。

(9) 代表役員等及び一般役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められないこと。

(10) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。

2 広告掲載希望者は、市長に対し、別紙様式により、前項各号に定める要件を満たしていることを誓約し、次条に定める原稿等の提出に併せて提出しなければならない。

(広告掲載の審査等)

- 第6条 広告取扱業者は、市長の指定する期日までに、広告掲載希望者が掲載を希望する広告の原稿等を市長に提出し、審査を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、原稿等の修正を指示された広告取扱業者は、市長の指定する日までに原稿等を修正し、再度、市長に提出し、審査を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による審査の結果、広告掲載が不承認となったときは、広告取扱業者は、広告掲載の不承認の通知を広告掲載希望者に対し行うものとする。
- 4 広告取扱業者は、承認を受けた原稿等を、市長が定める日までに、市長又は市長が指定する印刷業者等に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第7条 広告取扱業者は、市長が定める日までに、広告掲載料を市長が指定する納付書により納入しなければならない。

(広告審査委員会)

- 第8条 第6条第1項及び第2項に規定する審査において疑義の生じた事項について審議するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部総務課長、広報戦略課長、生活安全課長、その他必要に応じて委員長が指名する者とする。
- 4 委員長は会務を総理し、委員長が事故あるときは、あらかじめ指定された者がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、文書により審議することができる。
- 6 委員会の庶務は、広報戦略課において行う。

附 則

この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年2月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の下関市広報等広告掲載取扱要綱第5条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用するものとする。

別紙様式

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
生年月日

年 月 日生

印

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。)は、下関市広報及び広報戦略課が発行する印刷物及び市ホームページに広告の掲載を希望するに当たり、掲載内容及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び下記の事項について誓約します。

また、事実と相違することが判明した場合、該当しない事態となった場合には速やかに届け出るとともに、広告掲載決定の取消し、広告掲載停止等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異議は一切申し立てません。

記

1 次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 原則として1年以上継続して広告の内容に関する事業を営んでいること。ただし、地域社会及び地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るために、特に市長が必要と認める広告の広告掲載希望者についてはこの限りでない。
- (2) 市税の納税義務がある場合にあっては、市税を滞納していない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 営業に関し、法令上許可又は資格を必要とする場合にあっては、それらの許可等を有していること。
- (5) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (7) 代表役員等、一般役員等又は広告掲載希望者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)でないこと。
- (8) 代表役員等及び一般役員等又は使用人が、業務に関し暴力団又は暴力団員若しくは暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められること。
- (9) 代表役員等及び一般役員等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められること。
- (10) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。

2 下関市から、当社の下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等への該当の有無の調査を目的とした役員名簿等の提出の求めがあったときは、これを速やかに提出し、当該役員名簿等及び本誓約書が下関市から山口県警察本部に提供されることに同意します。